

告 示

埼玉県告示第千五百六十六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、吉見町から吉見町の区域内において行われる（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市、川島町、吉見町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市廃棄物対策課

鴻巣市環境課

桶川市環境課

北本市環境課

川島町町民生活課

吉見町農政環境課

ロ 期間

平成二十八年十二月九日（金）から平成二十九年一月十日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日並びに十二月二十九日から一月三日までの日を除く。）